

特殊自動車の課税上の取扱いについて

大型特殊自動車は償却資産の申告が必要ですが、条件に該当する農耕作業用自動車や特殊作業車等については小型特殊自動車に分類され、軽自動車税の申告（登録）をしていただく必要があります。

小型特殊自動車は、公道走行の有無にかかわらず、車両を所有することで軽自動車税が課税されるため、公道を走らないものでも申告いただき、標識（ナンバープレート）の交付を受ける必要があります。（現在使用していない車両でも、所有していれば課税されます。）

※ナンバープレートを取り付けることができない車両は、取り付け必須ではありませんので、大切に保管してください。

農耕車ですか？ / 農耕車以外の特殊自動車ですか？

農耕車である

農耕車

- ☐ 農耕トラクタ
- ☐ 農業用薬剤散布車（スピードスプレーヤー）
- ☐刈取脱穀作業車（コンバイン）
- ☐ 乗用田植機
- ☐ 国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車
（例：型式認定番号が「農 * * *」のもの）
※農耕作業用トレーラ含む



農耕車以外である

農耕車以外の特殊自動車（乗用）

- ☐ ショベル・ローダ
（ホイールローダ等）
- ☐ ホイール・ブレーカ
- ☐ フォーク・リフト
- ☐ タイヤ・ローラ
- ☐ フォーク・ローダ
- ☐ ロード・ローラ
- ☐ ホイール・クレーン
- ☐ グレーダ
- ☐ ストラドル・キャリア
- ☐ ロード・スタビライザ
- ☐ ターレット式構内運搬自動車
- ☐ スクレーパ
- ☐ 自動車の車台が屈折して操
向する構造の自動車
- ☐ アスファルト・フィニッシャ
- ☐ 国土交通大臣の指定する構
造のカタピラを有する自動車
- ☐ タイヤ・ドーザ
- ☐ モータ・スイーパー
（動力清掃機）
- ☐ ダンプ
- ☐ 国土交通大臣の指定する特
殊な構造を有する自動車
- ☐ ホイール・ハンマ

最高速度は
時速 35 km以上ですか？

はい

いいえ

固定資産税の対象です

償却資産の申告をして
ください。

軽自動車税の対象です

ナンバープレートの交
付を受けてください。

大きさは次の基準を超えていますか？
長さ 4.70m 幅 1.70m 高さ 2.80m

はい

いいえ

最高速度は時速 15 km以上ですか？

はい

いいえ

固定資産税の対象です

償却資産の申告をして
ください。

軽自動車税の対象です

ナンバープレートの交
付を受けてください。

～ これまで固定資産税（償却資産）として申告されていた場合の手順 ～

- 1 償却資産の抹消申告 … 種類別明細書（減少資産用）を提出してください。
- 2 軽自動車税の登録申告 … 所有者・申出者の印鑑、販売証明書（販売日の記載があるもの）または譲渡証明書、車体メーカー名、排気量、車体番号がわかるものを窓口へご持参ください。